

東京都十一市競輪事業組合職員による
法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会
報 告 書

令和3年4月20日

東京都十一市競輪事業組合職員による
法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会

【はじめに】

令和元(2019)年7月13日、東京都十一市競輪事業組合（以下「組合」という。）の職員2名が、別府競輪場で開催された別府市営競輪において、競輪施行者であるにもかかわらず車券を購入した（自転車競技法第10条第1項違反）。その後、市民団体から、当該職員2名を含む複数人について、別府警察署に告発状が提出、受理された。当該職員2名は、警察の事情聴取を受け、令和3(2021)年2月に検察庁に事件が送致された（同年4月20日現在刑事処分未定）。

この法令違反行為の原因究明と再発防止対策の検討のために、組合は、「東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会」（以下「当委員会」という。）を設置し、委員が選任され検討を行った。

本件は競輪ファンの組合に対する信頼を失墜させたばかりでなく、公営競技の公正性に対する国民の信用を大きく損なうものである。

当委員会は、不祥事発生の根本原因及び再発防止対策について、本件の経緯等を検証し、提言を行った。

現時点で考えうる再発防止対策は示されたと考えるが、将来にわたり再発を防止するには、何よりも、各組合職員が今回の不祥事と真摯に向き合い、個々の取り組みを着実に進めることが重要である。また、管理職が危機感を持ち検証を繰り返し、組合全体が一丸となって取り組むべき課題である。

組合が失った信頼を一日も早く取り戻し、競輪施行者として、より一層ファンの皆様の期待に応えうる競技運営をしていくことを祈念し、加えて、各公営競技施行者が、本事を他山の石と捉え、今後のコンプライアンス対策の一助となれば幸甚である。

東京都十一市競輪事業組合職員による
法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会

目 次

- 1 事案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - (1) 法令違反行為について
 - (2) 関係機関への報告について
 - (3) 組合職員2名の懲戒処分等について
 - (4) 本事案の影響

- 2 事案の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - (1) 本事案の発生
 - (2) 指定申請手続
 - (3) 警察による事情聴取
 - (4) 事件送致及び経済産業省等への報告
 - (5) 東京都に対する報告
 - (6) 組合の調査
 - (7) 東京都に対する追加報告
 - (8) 懲戒処分等
 - (9) 事案の公表
 - (10) 暫定指定
 - (11) 理事会及び議会への報告
 - (12) 宣誓書の提出

- 3 事案発生の背景と原因・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
 - (1) 法令違反行為について
 - (2) 関係機関への報告遅滞について

- 4 再発防止対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
 - (1) 法令違反行為について
 - (2) 関係機関への報告について
 - (3) その他の対応

参考資料

- (1) 自転車競技法（昭和23年法律第209号） 抜粋
- (2) 東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会 委員名簿
- (3) 東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会設置要綱

1 事案の概要

(1) 法令違反行為について

令和元(2019)年7月13日、別府競輪場で開催された別府市営競輪（サマーナイトフェスティバル）において、組合職員2名が、競輪施行者という身分であるにもかかわらず、車券を購入した（自転車競技法（昭和23年法律第209号）第10条第1号違反）。

その後、同競輪場において公務員が車券を購入したとして、別府警察署に告発状が提出、受理された。

令和3（2021）年2月、当該職員2名は、検察庁に事件が送致された。なお、同年4月20日現在刑事処分未定。

(2) 関係機関への報告について

本事案について、令和3（2021）年2月、組合より、事件送致の事実を、運営内容に関する監督官庁である経済産業省に報告したが、競輪施行者の指定をする総務省には、東京都を通し、同年3月半ば以降の報告となった。

また、派遣元市に帰任していた職員1名についての報告がさらに遅滞し、同年3月23日となった。

(3) 組合職員2名の懲戒処分等について

本事案を行った職員の1人は、当時、事務局長の身分であった。

令和3（2021）年2月の検察庁への送致を受け、組合においても本人に車券購入の事実を確認し、3月26日付けで戒告処分とした。なお、事務局長は、同日付けで依願退職している。

事務局長に同行し、車券を購入した職員は、本事案後の令和2（2020）年3月末に派遣元の市に帰任していたため、本事案の判明時には、既に組合職員の身分を有していなかった。派遣元市による事情聴取において同様に車券購入の事実を認めたことから、市において3月26日付け訓告処分を行った。

(4) 本事案の影響

従前、組合は、自転車競走を行うことができる旨の指定（自転車競技法第1条）について、総務大臣より2年間の指定を受けていた。

しかし、自転車競技法第10条違反（組合職員の車券購入）の疑いがあり、再発防止の検討を行っていることから、経済産業省に届出がされている6月までのレースに係る指定となった。

2 事案の経過

(1) 本事案の発生

令和元(2019)年7月13日、別府競輪場で開催された別府市営競輪（サマーナイトフェスティバル）において、事務局長（当時の事務局長であり、車券購入を行った者。以下「事務局長」とは、「4 再発防止対策について」の項を除き、当時の事務局長を指す。）及び同行職員（派遣職員で令和2（2020）年3月末に派遣元市へ帰任）の2名が、自転車競技法に違反して、車券を購入した。

令和2（2020）年6月29日、市民団体が、同競輪場において、公務員が車券を購入したとして氏名不詳者を含む複数人に対する告発状を別府警察署に提出した。

(2) 指定申請手続

令和2(2020)年11月11日、組合は、東京都を通し、総務省に対し、自転車競走を行うことができる旨の指定申請書類を提出した(本事案についての記載なし)。

(3) 警察による事情聴取

令和2(2020)年12月7日、8日、事務局長が、東京都内の警察署で2日間にわたり、別府警察署員による事情聴取を受けた。

組合は、同年12月10日、事務局長より事情聴取の事実について報告を受けた。これにより、組合は事務局長による車券購入の事実を認識するに至った。

しかし、警察から、捜査段階であり、他への情報提供を控えるよう要請されていたため、組合外に対して報告を行うという考えに至らなかった。

(4) 事件送致及び経済産業省等への報告

令和3(2021)年2月16日、本事案が、検察庁に事件送致された。事務局長が、組合に対し、事件送致があった旨報告した。

同年2月17日、事務局長が経済産業省及び全国競輪施行者協議会に対し、同内容を報告した。

(5) 東京都に対する報告

令和3(2021)年3月15日、東京都より、組合に対し、職員の車券購入の事実があるか確認の電話があった。確認を受けて組合は、事務局長の車券購入について報告書を提出した(総務省へは東京都から報告)。

(6) 組合の調査

組合次長が主導し、令和3(2021)年2月17日、事務局長に、令和3(2021)年3月17、18日、その他の組合全職員に対し車券購入の有無について、以下の内容で聞き取り調査を行った。

- ① 公務で他の競輪場を視察した履歴の確認(過去3年分)
- ② 公務中に競輪場の車券を購入したことがあるか
- ③ プライベートで、競輪場の車券を購入したことがあるか
(家族等を介したインターネット投票を含む。)

その結果、事務局長については、車券購入については別府競輪だけであることを再確認し、事務局長を除く調査対象職員全員については、②及び③の事実がないことを確認した。

(7) 東京都に対する追加報告

令和3(2021)年3月23日、組合から、東京都に対し、本事案時、事務局長と共に車券を購入していた同行職員の車券購入について、追加報告した(総務省へは東京都から報告)。

(8) 懲戒処分等

令和3(2021)年3月26日、組合は、事務局長を戒告処分とした。事務局長は、同日付で依願退職した。

当該出張に同行し、同様に車券購入を認めていた職員については、派遣元市が、訓告処分を行った。

(9) 事案の公表

令和3(2021)年3月26日17時、組合は、本事案の発生及び事務局長の懲戒処分を

公表した（プレスリリース及び京王閣競輪ホームページに掲載）。

(10) 暫定指定

令和3(2021)年3月29日、令和3年3月31日期限の自転車競走を行うことができる市の指定について、総務大臣から令和3(2021)年4月1日から令和3(2021)年6月3日までの暫定指定を受けた。

(11) 理事会及び議会への報告

令和3(2021)年3月30日、組合理事会及び議会に対し、本事案の内容、組合としてのこれまでの対応及び今後の再発防止に向けた第三者委員会の設置等について報告を行った。

(12) 宣誓書の提出

令和3(2021)年4月1日 組合全職員に対し、法令遵守を徹底させるため、自転車競技法を遵守する旨の宣誓書を提出させた。

3 事案発生の背景と原因

(1) 法令違反行為について

① 競輪場の訪問の状況

組合では、年間10回開催される特別競輪及び関東・南関東地区の記念競輪開催時に、開催場を訪問し、開催のお祝いの挨拶、他場との情報交換及び京王閣競輪場の場外発売の依頼を行っている。

訪問者は、事務局長及び管理職であり、特別競輪開催時には、係長以下の職員が同行することもある。訪問先への到着は、昼間の開催では午後1時前後とし、ナイター開催では午後4時前後としている。

出張命令は、訪問先の距離に応じて、宿泊を要する場合と日帰りを決定している。

令和元(2019)年に、競輪場訪問について施行者間で協議が行われ、特別競輪に限定されることとなり、記念競輪については、各施行者の判断によることとした。

本事案があったサマーナイトフェスティバルは、特別競輪である。

② 法令違反事案の発生要因

今回の事案発生については、以下の要因があると考ええる。

ア 当該職員の法令遵守に対する意識の欠如

法令による禁止事項であることを承知の上で、車券購入に及んでいるが、そのうち1名は、職員全体に法令遵守意識を徹底しなければならない立場にある事務局長であり、その責任は重く受け止めねばならない。規範意識の希薄さはもとより、法令違反行為により、競輪を楽しむお客様の信頼を大きく棄損すること、競輪事業関係団体等に多大な負の影響を与えることに対する認識の甘さがあった。

イ 組合における法令遵守の研修機会の不足

全国競輪施行者協議会での新任職員研修、管理職研修への参加及び組合での法令遵守の研修は、新任職員に対して実施しているが、その後、定期的な研修は実施しておらず、法令違反によって生じる負の影響について具体的に意識が醸成しづらい状況があった。

ウ 出張後の報告（復命）

訪問先へのお出張命令及び復命は、所定の様式により行っているが、特別競輪等他競輪場へのお出張については、会議等を行わない表敬訪問の性質が強いことから報告を求めていなかった。

エ 法令遵守にかかる管理と報告体制の不備

職員の法令遵守についての定期的な確認、内部告発体制など自浄作用の体制に不備があった。

(2) 関係機関への報告遅滞について

報告遅滞の発生要因

令和2(2020)年12月7、8日警察の事情聴取を受けた旨の報告を受けたことについて、事務局次長は、事務局長より報告を受けたが、警察から、捜査段階であり、他への情報提供を控えるよう要請されていたため、組合内の他の管理職とも情報を共有せず、関係官庁等への報告についても躊躇した。

その後、令和3(2021)年2月に検察庁へ送致されたことを確認した時点で事務局長より自転車競技法施行規則により報告を義務付けられている監督官庁である経済産業省へ本事案について報告したが、総務省ほかその他の関係機関への報告については、考えが至らなかった。

また、同行職員の法令違反に関する報告については、現職の競輪施行者に対するものと思い込んでいたため、その報告がさらに遅滞する結果となった。組合在職中の事案であり併せて報告すべきであることに考えが至らなかった。

① 公営競技実施に伴う指定基準に対する認識の不足

公営競技を実施するためには、総務大臣の指定を受ける必要があり、指定に関する基準では、法令の遵守が明記されている。指定の可否は組合の存立に影響する重大な問題であり、基準に抵触する法令の遵守違反は、把握後、速やかに総務省に報告すべき内容であった。特に今回は、令和3年度以降の指定を総務大臣に申請している状況にあり、指定申請手続きの中でも、適正な組織運営等について確認を受けていたことを踏まえると、より一層速やかな報告が必要であった。指定基準に対する認識及び競輪施行者としての危機管理意識が希薄であったことから、総務省への報告に考えが至らず、遅滞を招いたものと考えられる。

② 組合内における危機管理体制の不備

組合内に法令違反等の重大事案が発生した場合の体制が整備されていなかったため、対応の遅れを招いたと考えられる。少なくとも2月に検察庁へ送致されたことを確認した時点で本事案に対応する体制を整え、必要な情報の共有をしていれば、関係機関等への報告の遅滞を防げた可能性はあったと考えられる。

4 再発防止対策について

以下に掲げる再発防止対策の早期かつ確実な実施を要望する。

(1) 法令違反行為について

① 法令遵守の徹底

ア 宣誓書の署名

新たに組合の職員となった者については、宣誓書に署名、押印をすることとなっているが、法令遵守に対する意識を堅持させるため、新たに競輪事業にかかる法令遵守を明記し、署名、捺印をさせること（実施済）。

イ 誓約の実施

各年度の当初に組合全職員に対して、法令遵守の意識を徹底させるため、法令遵守を誓約させ、年度終了後に法令遵守を貫徹したことを確認する。この誓約及び確認を全職員を対象に書面により提出させること。

ウ 場内関係者への対応

本場内での車券の発売、場内整理及び警備に従事するもののうち、会計年度任用職員については、任用時の就業条件に法令による禁止事項を明記し周知しているが、これを徹底すること。

また、委託業者の社員については契約書に法令遵守を明記しているが、改めて法令による禁止事項の周知の状況について報告書の提出を求め、必要な指導を行うこと。

エ 法令遵守事項の所内掲示

法令に記載されている禁止事項（車券の購入等）等遵守項目を列記した書面を所内に掲示し、常に目につくようにすることで意識の喚起を図ること。

オ 組合内研修の充実

全国競輪施行者協議会主催の研修のほか、外部講師等による法令遵守に関する内部研修を実施すること。実施にあたっては、法令の意義、違反行為、罰則、社会や関係団体に与える影響等、具体的事例を挙げながら、法令遵守意識の徹底を図ること。

なお、構成各市で実施している研修の活用や組合職員自らが講師を務める研修の実施についても検討すること。

カ 組合内定例会議等での周知

組合内における定例会議や朝礼（昼礼）の場において、法令遵守の徹底を全職員に伝え、意識を高めること。

なお、その際には形骸化しないよう回数や手法を工夫すること。

② 出張の見直し（他の競輪場へ出張の自粛等）

本事案は、他の競輪場への訪問時に発生した。他の競輪場へ出張にあたっては、出張の目的、内容を見直し、当面の間は他の競輪場へ出張を自粛するとともに、出張する場合は非開催時を基本とすること（ただし、開催中に事業運営の重要事項を協議する施行者会議が開催される場合など、特に必要がある場合を除く）。

また、出張を必要とする場合は、命令時の法令遵守の誓約書への署名と出張後の報告（復命）を義務付けること。

③ 法令遵守にかかる管理体制の確立

ア 組合内部の危機管理体制の確立

法令遵守違反の疑いがある場合等は、組合内部で事務局長、次長及び業務課長からなる調査チームを立ち上げ、対応にあたること。なお、関係機関への報告については4（2）に示す関係機関への報告体制に基づき、事務局長等より遅

滞なく報告すること。

今後、本委員会における検討結果を踏まえ、職員の法令遵守に対する意識の醸成と重大事案発生時の対応等について、期限を決めて早期にマニュアルを作成し、組合全職員に徹底していくこと。

イ 公益通報の窓口の設置等

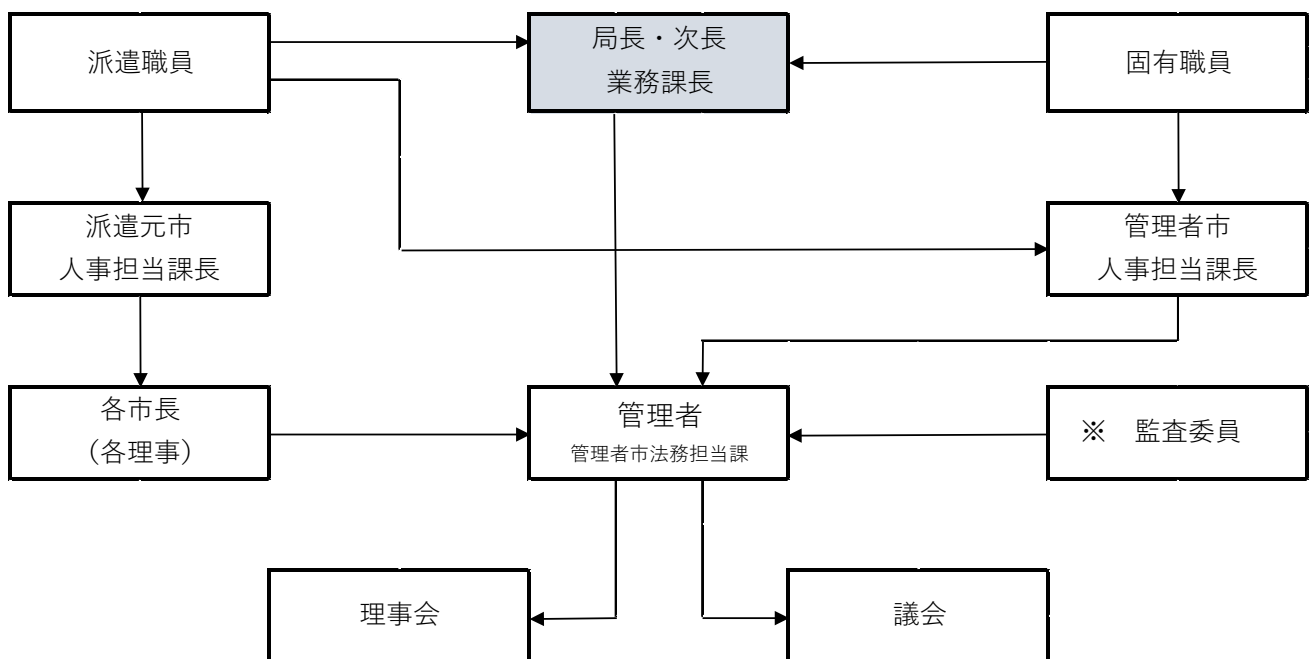
自転車競走の開催指定を受けている構成11市による組合への監視体制を強化するため、組合の事務局長、次長及び業務課長のほか、固有職員については管理者市の人事担当課長を、また、派遣職員については管理者市及び各派遣元市人事担当課長を公益通報の窓口として設置すること。

派遣職員については帰庁日等を活用し、本人の勤務状況確認とともに組合の法令遵守の状況について問題の有無を確認してもらう。固有職員については、管理者市人事担当課長が同様に確認を行う。問題等がある場合は、当該市の理事を通じ管理者へ通報、管理者は問題の解決にあたるという体制を構築すること。

なお、弁護士等外部機関に窓口を設けることも検討すること。

「東京都十一市競輪事業組合 公益通報窓口フロー図」参照

東京都十一市競輪事業組合 公益通報窓口フロー図



※例月等監査時に法令遵守の取組状況について確認をしてもらう

(2) 関係機関への報告について

組合内において、重大事案発生時における関係機関を含めた連絡体制が確立していなかったことが原因の一つであることから、今回の事案の反省を踏まえ、以下のとおり報告体制の再構築を行うこと。なお、報告の内容、時期については、管理者（管理者市法務担当課）に確認のうえ、事務局長・次長が関係機関に連絡すること。

また、職員の法令違反等については疑いの段階であっても、関係機関への報告の可否について捜査機関へ確認のうえ、報告を徹底すること。

【関係機関への報告体制】

管理者市法務担当課

↑↓ (調整・確認)

東京都十一市競輪事業組合 →

報告者：事務局長・次長

(業務課長)

{ 東京都総務局行政部市町村課 ⇒ 総務省
関東経済産業局 ⇒ 経済産業省
全国競輪施行者協議会

(3) その他の対応

再発防止対策を確実に実施し、効果あるものとするため、P D C Aのサイクルによる対策の改善に努めること。

組合全職員の法令遵守の意識を向上させ、二度と法令遵守に反する事態を招かないようにするため、一年間の対策実施とその効果を取りまとめ、翌年度以降の対策に反映すること。

また、本事案を踏まえ、今後、職務上の報告の不備等により重大事案を招いた際の処分についても管理者市の人事担当課等と調整のうえ、組合独自の指針を作成し、組合全職員に周知徹底していくこと。

参考資料

- (1) 自転車競技法（昭和23年法律第209号） 抜粋
- (2) 東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会 委員名簿
- (3) 東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会設置要綱

自転車競技法（昭和23年法律第209号） 抜粋

（競輪の施行）

第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。

3 総務大臣は、指定市町村が1年以上引き続きこの法律による自転車競走（以下「競輪」という。）を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第1項に掲げる者（以下「競輪施行者」という。）以外の者は、勝者投票券（以下「車券」という。）その他これに類似するものを発売して、自転車競走を行つてはならない。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競輪について、車券を購入し、又は譲り受けてはならない。

(1) 競輪に関係する政府職員及び競輪施行者の職員にあつては、すべての競輪

(2) 競輪振興法人及び競技実施法人の役員並びに競輪の選手にあつては、すべての競輪

(3) 前2号に掲げる者を除き、車券の発売等、競輪場内の整理及び警備その他競輪の事務に従う者にあつては、当該競輪

東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為
に係る再発防止対策検討委員会 委員名簿

	氏 名	備 考
委員長	狩 集 英 昭	弁護士(調布くすのき法律事務所)
委員	村 林 裕	横浜商科大学 教授
委員	森 下 功	フリージャーナリスト(元毎日新聞記者)
委員	太 田 弘 幸	立川市公営競技事業部 部長
委員	柏 木 茂 永	府中市事業部 部長

東京都十一市競輪事業組合職員による
法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会設置要綱

第1 設置

令和2年12月に判明した東京都十一市競輪事業組合職員による自転車競技法（昭和23年法律第209号）第10条違反による車券購入（以下「事件」という。）について、原因の究明並びに再発防止及び職員の法令遵守意識の徹底のための具体的な対策を検討するため、東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討し、その結果を管理者に報告するものとする。

- (1) 事件の事実関係の把握及び原因究明に関する事項
- (2) 不正行為の再発防止に関する事項
- (3) 職員の法令遵守意識の徹底に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第3 組織

委員会は、委員5人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、弁護士その他識見を有する者のうちから管理者が依頼する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員の互選により代理すべき者を決定する。

第4 任期

委員の任期は、管理者が依頼した日から調査検討の結果を管理者に報告した日までとする。

第5 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第6 意見の聴取

委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第8 庶務

委員会の庶務は、業務課総務係において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月5日から施行する。